

業務再点検結果報告

部署名	農林水産研修所庶務課
部署の業務内容	①所長の官印及び所印の保管に関する事②職員の人事に関する事③公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事④経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事⑤行政財産及び物品の管理に関する事⑥庁内の管理に関する事等

項目		対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	○	○庶務課は内部管理業務が主体であるが、業者等外部の方への対応があり、そうした方々の訪問や電話があった場合には、たらい回しにしないよう誠実、丁寧な対応を心がけている。 ○挨拶チェックシートを作成し、お互いに気づいた点を1週間毎に報告、個人毎に評価結果を返し、所内全体の挨拶の向上に繋げているところである。
		○	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。
	苦情、要請等への対応	×	○職員からの内部告発については、「公益通報者保護法」に基づき、「農林水産省公益通報に関するガイドライン(農林水産省職員からの通報)」に基づき対応することとしている。
		○	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。
		○	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。
		×	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。
	政策の目的・効果に関する説明	—	—
		—	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。
		—	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。
		—	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。
		—	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。
		—	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。
		—	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。
	業の振興と消費者の利益	—	—
—		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	
—		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	
—		部署内の業務において、特定の分野、団体の偏重、並目業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	
—	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。		
—	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	—
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	農林水産研修所教務課
部署の業務内容	1. 農林水産省職員の研修についての①研修計画の作成及び実施に関すること②研修生の入所及び退所並びに研修生活に関すること③研修に関する調査並びに資料の収集及び整理に関すること 2. 各局庁が計画する能力開発研修の受け入れ

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	○農林水産研修所職員行動規範に基づき、省外の講師に対しては親切、丁寧な対応を行うこととしているほか、研修生や職員間においても挨拶の励行を実施。 ○当研修所は、農林水産省職員等の資質の向上を目的とした研修を行っている。平成21年度においては、農林水産省改革チーム掲示板に寄せられた研修に関する提言・意見を踏まえ別紙のとおり対応することとしている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	○アンケート調査による苦情・不満、近隣住民からの苦情等については直ちに対応することとしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	○政策に係わる業務を行っていないため。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。	×	○平成21年度においては、全ての計画的養成研修(フォローアップ研修を除く)のカリキュラムに「食品の安全」(仮称)を組み込んで実施することとしている。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	農林水産研修所技術研修課
部署の業務内容	文書・勤務時間管理、福利厚生、諸手当認定、給与計算、予算・決算、契約、物品・財産管理、受講生の部屋割り等研修生の生活面の対応、研修計画の作成、研修の実施・報告

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	○研修受講者に対して、生活面での苦情・不満のない研修生活を行えるよう備品等の事前のチェック及びアンケート調査による苦情・不満の迅速な対応を実施。また、近隣住民からの苦情等に対しても迅速な対応を実施。 ○研修生、来訪者及び近隣住民に対する挨拶の励行、声かけを行うなど相手が話しかけやすいように対応。この結果、研修生からのアンケート調査により「快適な研修生活ができた。」との回答の増加。近隣住民からの苦情等はない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	○苦情、要請等を受けた場合には、ただちに館長と協議をすることとし、必要に応じ、予算等の措置を講ずることとしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	
			—	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	—
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	農林水産研修所食料消費技術研修課
部署の業務内容	地方農政局・地方農政事務所等の職員を対象とした研修の運営業務を行っている。

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	○当研修館は、直接、消費者、生産者及び事業者等を対象とした研修を行ってはいないが、地方農政局・地方農政事務所等の職員を対象とした的確な研修の実施を通じ、国民各層に丁寧な対応が可能となるよう努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	○研修期間中や研修運営に係るアンケート結果により、研修生から要望等があった場合、それが研修効果を高めるものである場合にはその要望等に応えるよう対応している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	—	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の偏等、偏重業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要	
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	○食の安全に関する研修があった。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	○研修効果が高まるように研修を運営した。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	